

国会議員の二つの応召義務

前田英昭

- 一 天皇による二つの召集
- 二 貴族院議員の応召義務
- 三 衆議院議員の応召義務
- 四 衆議院議員の応召・復職に関する二法律

一 天皇による二つの召集

明治憲法下、第二次世界大戦中末期まで、国会議員は二種の応召義務があつた。議員は、天皇により議会在が召集された場合に、召集に応じて審議に参加しなければならなかつた。また、議員は、兵役法に基づく召集令状を受けた場合に、議会の審議権を放棄して戦場に赴かなければならなかつた。議会のこの二つの義務が抵触した場合、天皇の統帥権に基づく応召義務の方が優先した。それは憲法所定の天皇の統帥権の方が優先するものと考えられたか

らであろう。国民主権の憲法の下においてはこうはならないであろう。議員は召集を受けて戦場に赴く。応召中、議員の身分はどうなるのか。議員は、召集を受けると、被選挙権を失うから議員でなくなるはずであるが、召集解除された場合に、まだ残任期間中であれば「復職」させることができぬか。それを可能にしたのが、議員の応召・復職に関する二法律である。

一般に「召集」とは、上級者が下級者を呼び集めることとされているが、法令用語ではもっぱら天皇による帝国議会の召集と軍隊の召集とに限定して使用されていた。軍隊の召集は、平時には、演習・教育召集や簡閲点呼があるが、主なものは戦時に予備役、後備役の将校、下士官、兵を軍隊に集めることである。兵については、兵役法で、「帰休兵、補充兵、又ハ国民兵ハ戦時又ハ事変ニ際シ必要ニ応シ之ヲ召集ス」と定められていた。召集は召集令状によって行われる。その令状は俗に「赤紙」といわれた。「徴集」とは、兵役義務者のうち兵役法によって服役させることを言う（伊藤隆監修、百瀬孝著「事典 昭和戦前期の日本」二七三ページ）。現在の日本国憲法の下においては、天皇の国事行為として行われる国会の召集についてののみ「召集」という言葉が使われる。

第二次世界大戦末期の戦争非協力議員に対する召集は、当時、「懲罰召集」と言われた。こういう議員応召義務について理論的に論ぜられたことは今までない。

中谷武世（なかに）たけよ衆議院議員は、第八十六回帝国議会、昭和二十年一月二十三日の衆議院予算総会で、小磯首相と重光外相に対して中国問題に関する外交質問を行った。中谷は、その後、日比谷の山水楼で、赤城宗徳、小山亮、永山忠則、橋本欣五郎など同志代議士たちと集まって新党問題について協議中、召集令状を受け取った。

中谷は、明治三十一年生まれ、大正十二年、東京帝国大学政治科卒、同大学院で学び、一年志願兵（後の幹部候補生）出身の陸軍予備少尉であった。召集令状によれば、二十六日までに和歌山歩兵第六十一連隊に入隊せよとのことである。代議士仲間でも既に小山田義孝、福家俊一、有馬栄治、浜田尚友などが召集を受けて出征していた。彼ら出征代議士たちの多くは三十歳代の若い人たちであるのに対して、中谷は当時既に四十七歳であり、身体も「肥満していた」ので、まさか中谷にまでは召集令状は来ないと考えられていた。予算総会における質疑直後であったことから推察して、中谷の召集は「翼政会首脳部の謀略による政治召集であり、新党運動に対する妨害または封じ策だ」との怒りの声の中谷の周辺で上がった。

この新党運動というのは、東條内閣打倒運動を進めてきた議員同志会や翼壯出身者など若手中堅代議士たちが、日本に不利な戦況が決定的となった昭和十九年暮から翌年の新春にかけて、翼政会を壊して清新な救国政党を結成しようという動きである。

当時、東條内閣に反対し、反政府運動に加担した人々に対して懲罰的に特定の者が名指しで召集された。これを政治召集と世間では一般的に呼んでいた。主な例では、毎日新聞記者・新名丈夫⁽¹⁾と、通信院工務局長・松前重義⁽²⁾の召集がある。代議士の中でも、東條批判を続ける他の連中の中から順次召集される者が出て来ようと噂されていた。君主国家のため「醜の御楯」（しこのみたて）としての名誉の召集であるはずの手段は、一部軍部の行動に反対する者を戦地に追いやり抹殺する常套手段として使われた。中谷は、戦時刑法反対運動や東條内閣打倒運動の急先鋒であり、ことに召集が翼政会たたき壊しの新党運動を始めた矢先のことであった関係上、政治召集、謀略召集という疑惑が、同代議士の周辺で起こったのは当然であった。

一月二十四日午後一時半開会の衆議院予算委員会では、開会冒頭、大田委員長は、中谷衆議院議員に名誉の召集令状がきた旨を委員一同に告げるとともに、中谷が、予算委員として熱心に国政審議に当たられている際に、議席を離れて戦線に赴かれることを誠に残念であるとし、中谷君がよき選良であるとともに、またよき軍人であることの実を示されんことを望むという趣旨の壮行の辞を述べ、次いで杉山陸軍大臣（元帥）も壮行の辞を述べ、武運長久を祈った。

その経過は予算委員会の会議録に次のように記載されている。

昭和二十年一月二十四日、衆議院予算委員会

午後一時三十三分開会

○太田委員長

これより会議を開きます。会議を始めるに当たりまして一言申し上げたいことがあります。本日、予算委員中谷君には晴れのお召しを受けられ、勇躍征途に就かれることになりました。本予算委員会開会以来この委員室において、ともに国政の審議を進めつつありました中谷君が応召せらるることになりましたことは、議會則戦場の感をひとしお深くするのであります。中谷君には殊に、昨日わが戦時外交の中核たる日支外交につき、極めて適切なる質問を試みられ、烈々たる憂国の至情を吐露せられました。戦局重大の折柄、願わくば君が議會において発揮せられました雄々しき態度を、新たに戦場において発揮せられ、帝國軍人としての本分を尽くされんことを望んでやみません。私はここに委員諸君とともに拍手をもって中谷君の今日の光栄を祝し、併せて君の武運長久を祈ります（拍手起こる）。

○杉山陸軍大臣

このたび、中谷君が召集に応ぜられることに相なりましたので、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。戦局は苛烈を極

めております。優秀なる幹部を戦線に要すること、今日より急なるはないと存するのであります。この秋に当たりまして、このたび中谷君が、勇躍戦線にお就きになりますことを衷心より喜びを申し上げますとともに、このたびの議会が始まって以来よく奮闘をされたことに対して衷心より感謝をいたします。私はこの時に臨んで中谷君が戦線において一層の御健闘あつて、国軍のためにお尽くしあることを固く期待をいたしておる次第であります。御武運長久をお祈りいたします（拍手起こる）。

往時を忍ぶとき、全くのお義理の空しい挨拶と拍手が会議録に記載されているのを見ることができぬ。

朝日新聞は、「予算総会で外交問題の質問を展開した中谷武世陸軍少尉は、このたび、晴れのお召しを受け、入隊することになった」と小さく報道しただけで、コメントは特になかった（二月二十五日）。

結局、中谷は、入隊のため帰郷したが、肥満体のため「体格不適格」とされて、軍服を国民服に着替えて東京に戻った。中谷は「復職」とならず、議員として継続扱いである。議員の資格喪失の時点は、応召のときでなく、入隊手続完了の公電のあつたときとされていた。

有馬英治、浜田尚友、福家俊一の三者召集の場合も、やはり懲罰召集であつたと思われる。同三者は、他の同僚とともに、第八十一回議会、昭和十八年二月に、政府提出の市町村制改正法案を、自治権を侵害し内務官僚の権力を増強する案であるとして、反対の氣勢を盛り上げ、当面の責任者である湯沢三千男内相を議会閉会后辞任させることを条件として法律を成立させた。これは東條首相を激怒させた（「大木操「激動の衆議院秘話」三七四ページ）。

なお、軍籍にない者の懲罰召集時の階級は、すべて二等兵である。

〔第二次大戦末期の応召衆議院議員〕

応召日	氏名	応召終了日	原因
昭和十八年十月二十二日	小山田義孝	二十年九月四日	復職
同	間宮成吉	応召のまま任期満了	
同	愛野時一郎	十八年十二月二十八日	復職
同	有馬英治	二十年九月三日	復職
同	十月二十五日 有馬英治	二十年九月三日	復職
同	濱田尚友	十九年十二月二十二日	復職
同	十一月二十五日 福家俊一	二十年九月一日	復職
同	十二月四日 松岡秀夫	十九年九月四日	戦死
同	十九年四月一日 小野祐之	十九年七月十八日	戦死
同	七月十五日 田中勝之助	二十年八月六日	戦死
同	八月三日 林圭介	応召のまま任期満了	
同	二十年三月二十九日 高木義人	二十年十二月一日	復職
同	四月六日 日下田武	二十年八月二十五日	復職
同	七月二十六日 堀内一雄	二十年八月三十日	復職

(1) 新聞記者・新名丈夫（明治三十九年生まれ）は、昭和十九年二月二十三日の毎日新聞朝刊に、第一面の半分近くを埋める戦局記事を書き、「竹槍では間に合わぬ、飛行機だ、海洋航空機だ」という大見出しで、日本の防衛戦が危機に瀕していることを訴えた。これに対して、東條首相は烈火のように怒り、懲罰召集（指名召集）を命じた。新名は、当時三十六歳、大正十五年に徴兵検査を受け、強度の近視で徴兵免除となり、第二国民兵の未教育組に編入された。新名は、記事執筆八日後に召集令状を受け、一人で四国丸亀の重機関銃連隊に入隊、必ず死ぬであろう戦場の最前線（硫黄島）

に拒否できない徴兵命令で、いわゆる「球部隊」として送られるところであったが、他の大正徴兵免除者の未教育組の者が新名のみ召集されることに強く抗議したり、他の関係者の努力もあって、三か月後の五月に徴兵解除となる。「証言・私の昭和史」 文芸春秋文庫 参照）。

(2) 松前重義(明治三十四年生まれ)は、昭和十九年五月、通信院工務局長兼防衛通信施設局長であった当時、科学者として、日本の生産力の現状を厳密に調査分析し、日米の国力を相互比較して、これでは戦争に勝てないことを立証するレポートを軍令部に提出した。これに東條首相は激怒し、報復措置をとった。松前は、昭和十九年七月十八日に召集令状を受け取る。翌二十年五月、関係者の努力が実のり召集解除された。勲三等の現職局長は、四十三歳の老兵として、熊本の工兵部隊に編入された後、二等兵として南方の前線に向かう途中、奇跡的に命拾いした(「松前重義著作集」第三巻参照)。

衆議院議員に召集令状のきた例は中谷の前に既に十三名に及んでいるが、それはおおむね国会休会中のことであり、中谷の場合のように通常議會開会中、それも予算委員会において首相と外相に冒頭質問を行ったばかりの、国会審議中の議員に召集令状がきたことは空前のことであり、かつ絶後でもあったが、同時にまた陸軍大臣が予算委員会において特に発言を求めて壮行の辞を述べたことも初めてのことである。予算審議中の中谷議員に召集が来たことは、国会の全議員にかなりの衝撃を与えることになり、召集は議員の審議権に関する憲法上の問題でもあるとして、議員の間に議論を呼ぶこととなった。

この間の事情について、当時の衆議院書記官長であった大木操「大木日記」(終戦時の帝国議會)には次のように記されている。

一月二十四日（水）

午前七時半頃、小山亮代議士より電話。中谷武世氏に召集令状来るの通知があり、早速陸軍の赤松課長及び依光参与官に報らせ、対策方注意しておく。

九時登院。多数代議士来訪。会期中召集令状の効力問題、統帥（動員）と国務（議員としての審議権）の関係等議論があり。委員会において質問せんとする。本領氏熱心なり。根本的にこの法律³ができることから欠陥あり。余は星野（内閣書記）官長にもその当時反対した。開院式に「卿等慎重審議協賛の任を尽くせ」という御勅語と、統帥による詔勅の勅語と二途に賜ることとなり、臣子としていづれに服するや迷わしめるような輔弼状態を遺憾とする。右のことについて正午までゴタゴタする。

三時半、中谷君の壮行会、議員食堂にて開く。

(3) 後述の二法律を指す。

ところで、陸軍軍人の選挙権・被選挙権については、議院法第七十八条には、

「衆議院ノ議員ニシテ選挙法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退職者トス」

とあり、選挙権及び被選挙権の失格規定として、衆議院議員選挙法第七条第二項に

「陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者（未タ入營セサル者及帰休下士官兵ヲ除ク）及戦時若ハ事变ニ際シ又ハ兵役法第五十五条第二項ノ規定（志願ニヨリ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該当スル勅令ノ規定ヲ含ム）ニ依リ召集ノ者ハ選挙権及被選挙権ヲ有セス兵籍ニ編入セラレタル学生生徒（勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク）及志願ニ依リ国民軍ニ編入セラレタル者亦同シ」

とある。これによると、議員は応召軍人となるときは被選挙権を失うのだから、議席を失うことになる。そして召集が解除された場合、当選したときの任期が残っていれば、議員に復職できない者を立法措置によつて復職可能にしたのだが、法的には疑問が残る。

二 貴族院議員の応召義務

ここで疑問となるのは、議院法は特に衆議院議員にのみ限定し、貴族院議員に及ばないのは何故であるか。両院等しく規定してしかるべきであるのに、議院法に規定してないところを見ると、貴族院議員についてはこれに触れずに、他の規定に任せたと見るべきであろう。しかし、貴族院令には何らこれについて規定するところがない。もつとも、貴族院議員中の多額納税者議員については、多額納税者議員互選規則の第二条には次のような規定がある。「陸海軍人ニシテ現役中ノ者（未タ入営セサル者及帰休下士官兵ヲ除ク）及戦時若ハ事变ニ際シ召集中ノ者ハ互選人タルコトヲ得ス兵籍ニ編入セラレタル学生生徒及志願ニ依リ国民軍ニ編入セラレタル者亦同シ」

このように衆議院議員選挙法と同様の規定があるから、多額納税者議員は議席を失うものと見てよからう。それでは、その他の貴族院議員についてはどうか。これについては、選挙法がわざわざ「衆議院議員」と断つてある以上、貴族院議員については議席を失わないという趣旨であると考えることができる。そこで、その沿革を調べてみる。

貴族院令の最初の草案である元老院組織権限法第十五条には、議員の退職の場合を規定してあるが、応召のこと

については言及せず、第四草案である貴族院組織法第十二条においては、

「議員ハ文武ノ官職ヲ兼任スルコトヲ得但陸海軍ニ在テハ現ニ軍隊艦隊ノ指揮ヲ掌リ或ハ軍隊艦隊ニ属スル現役ニ服スル者及文官ニ在テハ司法官又ハ法律勅令ヲ以テ特ニ議員ノ兼任ヲ禁シタル者ハ此限ニアラス」
との条文が加わり、その但書がさらに

「陸海軍ノ現役ニ服スル者」

と修正され、その後、第五草案には本文が削除され、但書が独立して、

「第十二条 陸海軍ノ現役ニ服スル者及裁判官タル者又ハ法律勅令ヲ以テ特ニ議員ノ兼任ヲ禁シタル者ハ議員タルコトヲ得ス」

となる。さらに明治二十一年十二月の最終案においては、

「第十二条 陸海軍ノ現役ニ服スル者又ハ法律勅令ヲ以テ特ニ議員ノ兼任ヲ禁スル者ハ此ノ限ニ在ラス」
となった。次の段階で、右の二種の第十二条は削除される。その削除には次のような経過があった。

この点に関して、伊藤博文は次の意見を述べている。

陸軍武官ノ如キ公会ノ席ニ於テ政治ヲ論スルハ其職務ニ抵触スルガ故ニ之ヲ禁セサルヲ得ス尤モ孛国ノ例ニ依レハ陸海軍人モ亦列席スルヲ得ベシ然レトモ亦英国ノ如キハ揮テ官吏ノ議員タルヲ禁ス

旧案第十二条ハ議員ニシテ文武ノ官職ヲ兼任スルノ事ヲ載セタリシモ上院議員ニシテ文武官ヲ兼職スルハ当然ニシテ別ニ明文ヲ要セサレハナリ

金子堅太郎は次の意見を述べている。

英ノ貴族ノ如キ貴族院ニ列スルノ權アリト雖モ其ノ陸軍ニ奉職スルモノハ軍紀ニ依テ之ヲ禁ス

このような趣旨によつて貴族院令草案第十二条の規定は削除されたものと一応推測されるが、なおその削除の理由を探がしてみる。

貴族院伯子男爵議員選挙規則草案第二条には

「衆議院議員選挙法第十二条第十四条第十七条ハ此ノ規則ニ適用ス」

との規定があつた。さらに衆議院議員選挙法第十五条には、

「陸海軍人ハ現役中選挙権ヲ行フコトヲ得ス及被選人タルコトヲ得ス其ノ休職停職ニ在ル者亦同シ」

とある。

これによれば、前掲伊藤説のように、当然自明の理なるがゆえに除外したものとも考えられるが、しかし多額納税者互選規則の草案である土地工業商業農業者の貴族院議員互選に関する規則第二条には

「衆議院議員選挙法第七条第九条第十条第十二条第十四条第十五条第十七条ハ本令ニ適用ス」

とあつて、第十五条を除外していない。そして貴族院多額納税者議員互選規則草案では、

「陸海軍人ハ現役中互選人タルコトヲ得ス其ノ休職停職ニ在ル者亦同シ」

と独立の条文となつて、伯子男爵議員選挙規則と歩調を一にしている。しかるに成案では、多額納税者議員には、同趣旨の現行条文が存在し、伯子男爵議員にはその規定がない。このような跛行的規定をいかに解釈すべきか。また、貴族院議員としては皇族が存在する。しかし各殿下はいずれも現役軍人である。

この貴族院議員の議席のことについて、明治天皇から伊藤博文と井上毅に御下問がなされている。これは、おそらくは第一回帝国議会開会のころであろうと思われる。

肅啓、酷暑之時令候得共、倍々爲御清適奉賀候。陳者、陸海軍の現役に服する皇族が同時に貴族院の議員となり妨なき乎。井上法制局長宣る御下問被爲在候處、貴族院令は如斯事を以て差支ありと規定せず、又英國及普國に於ては、皇族は實に概ね陸海軍の現役に服すと雖も、成規上の年齢に達する者は同時に貴族院の議員たるなり。我邦の皇族に外國の例を引は畏けれど更に支障無之と奉答せり。就ては閣下の御考案如何哉。聖上より御諮問被遊候間、御意見御申上相成度、爲夫、勿々如斯御座候。拜具

七月十九日

徳大寺寛則

伊藤宮中顧問官殿

肅復。如尊諭暑氣猛烈に候處、倍御清福被爲涉拜賀仕候。陳者陸海軍現役の皇族貴族院出席の當否御諮詢被爲在候に付、愚見申上可仕旨拜承、右は法理上に於ては、井上毅意見の通りにて是と奉察候得共、軍紀上事實に於ては、出席無之方歟と奉存候。尤現役と申ても一樣には有之間敷と被察候。将官以上にて出席必要の向も可有之、佐官以下にて現に聯隊に従属するの類は、軍紀の下にありても服役上其寛嚴別異ならざることを得ざるかと察申候。此詳細を査覈するは、獨法理而已の所断する能はざるもの可有之乎に被察候に付、事實如何を取調見申度奉存候。勿論此問題は歌洲諸國に在りても、其寛嚴一徹には有之間布に付、爲將來諸國の事例をも取調候上、御断定被爲存度奉

存候。尙爲念乍重複申上置候は、皇族たるもの陸海軍現役にあると否とに不関、貴族院議員たる権利は世襲固有に有之候に付き、取調の要點は其出席の有無に有之、其有無は軍紀上何等の關係を有する乎に有之候。

此等の事件に関し、歐洲諸國の法制と實際との關係如何を取糺事容易ならず。取調上法制實際の一を缺き候時は、凡て其國の事實には違ふことに相成候。今其一例を擧げ御参考に可申上。爾三年前墺國元武官某汽車にて或書生に出會し、乗合客の常として世間話を口論の種子と爲し、終に書生より其翌日果し合の一封を士官に送りしも、士官は墺國の國法に於ても、宗教に於ても、果し合を禁じられたるの理由を以て之を謝断せり。然るに此事上官の耳に達し、武士道を失したりとて軍紀上免職と相成申候。右は法律と軍紀との差異の一例を誌す。獨り法制而已にて御断定難被爲在證左に申上候。右の一事は歐字新聞にて一讀記憶仕居候。いづれ近日出京可仕候に付、其節尙具申可仕候。不取敢拜答。草々頓首

七月二十二日

博文

徳大寺殿 閣下

これは年を確定できないが、議會開設前のことであろう。

また、井上毅より伊藤博文宛ての次の手紙がある。それも同じ時期のものであらうと推察される。

貴族院ニ列スル貴族ノ身分ニ付孛国ノ一八五三年ノ勅令ハ別紙ノ通りニ有之候

右奉供参考候 頓首

字例ニ依レバ現役士官ハ貴族院ニ於ケル位列及発言ノ權ヲ行フコトヲ得ストハ云ヘシ議員タルコトヲ得ストハ云ヘカラス

伊藤等の考えでは、現役軍人は議席を失うとの考えであつたものが、この問題に対して動揺して、この奉答となり、これによつて現役軍人の皇族殿下は貴族院の議席を失わないことに確定したのであろう。

次に、公侯爵議員については直接的の規定はないが、大正十四年の貴族院令改正以前は、「議員ヲ辞スルコトヲ得ス」とされた。そのため、従来しばしば問題となつた貴族院議員は、枢密院顧問官を兼ねないとの政治慣例も、公侯爵には適用されず、議席を失わなかつたのであるから、世襲議員たる性質上、応召しても議席を失わないと解すべきであらう。

次に、伯子男爵議員について、前に挙げた問題に逢着するのである。そこで、問題を転じて、兵役法の方面より見ると、明治五年の徴兵令には、

今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各国ノ式ヲ斟酌シ全国募兵ノ法ヲ設ケ国家保護ノ基ヲ立ント欲ス
とあり、そのいわゆる海外各国の法を参照されたと思われる書類の中に、

獨逸軍制綱領

獨逸帝國ニ於テハ、皇族、聯邦ノ君主並ニ會テ政權ヲ執リタル門閥ノ家族、及、施政ノ特權ヲ有スル家族ハ一般ノ兵役義務ヲ負ハサルモノトス

歐洲六大國軍制現況

獨逸帝國ニ於テ……皇族及聯邦君主ノ家族ハ普通ノ兵役ニ應スルノ義務ナシ其他會テ政權ヲ執リタル門閥ノ家族ノ如キハ條約ニ從ヒ兵役ヲ免ル、モノトス

とある。

これをわが国情に照らせば、皇族華族に相当するのである。皇族のことはさておいて、華族についていえば、当時の華族は旧公卿、旧大名であり、社会上に絶大の權威を有しており、しかもこのときは廃藩置県直後のことである。また、当時の徴兵令は、官吏、学生、一家の戸主等にまで兵役を免じているときであるから、華族を召集するということは考えてもいなかったのである。故に、直接その条文がないといえども、次のように考えられたと思われる。

今茲ニ予備即チ戦時ノ兵ヲ備ルノ方法ヲ略言セント欲ス、日本國ノ人民ニシテ男子タル者ハ皇族貴族両族ノ外ハ悉ク兵役ニ服ス者ト定メ其ノ年齢二十歳ニ到ラハ則其ノ身体並ビニ一家ニ就キ事故ナキ者ハ凡テ檢シテ之ヲ兵籍ニ編入ス（明治八年三月二十二日 朝野新聞「兵制論」）

このように民間の議論でも、皇族華族は当然除外されるものとして怪しまなかつたのである。

しかし、ここで疑問が残る。昭和十八年三月三日、貴族院議員大山柏公は、貴族院議員初の召集を受けたことに

なっている。柏公は大山巖元帥の令息である（「新聞集成 昭和史の証言」一七卷四一ページ参照）。これをどう説明するのか、目下のところ、わからない。

その後、明治十二年の徴兵令改正では府県会の議長副議長及び議員が免除となった。この年は初めて府県会の開かれたときであり、その議員は、他日の衆議院議員たるの試みとしての政治熱の高潮したときであり、立法府を尊重してのこの規定であるから、貴族院議員たるべき華族に対してはもちろんのことであつたらう。

明治二十二年は、言うまでもなく、憲法発布の年である。この年に改正された徴兵令には

第二十三条 余人ヲ以テ代フ可カラサル職務ヲ奉スル官吏及市町村長助役及収入役ハ予備兵ニ在ルト後備兵ニ在ルトヲ問ハス勤務演習簡閲呼に召集セラルルコトナシ
法律ヲ以テ設立シタル議會ノ議員其ノ開会中亦同シ

と規定されたのであるが、これと照応したと見るべき前掲の議院法等の規定となったものであり、華族については、そのころ、なお応召という考えが徹底せず、したがって議席を失うというような問題の生ずる余地はなかったから、その規定を設ける必要がなかったのであろうと解釈することができる。

三 衆議院議員の応召義務

衆議院議員選挙法は、大正十四年、第十二条を改め、第七条として独立させ、「現役中ノ陸海軍軍人ニシテ未タ入営セサル者及帰休下士官兵ニ関スル選挙権及被選挙権ノ制限ヲ撤廃スルコトトシ其ノ他現行法第十二条通」りとした（「衆議院議員選挙法改正理由書」）。

第七条第二項「陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者及戦時若ハ事变ニ際シ召集中ノ者」に関しては、その選挙権及び被選挙権を制限することについては大体においては現行法第十二条二項通りである。「陸海軍軍人ニシテ服役中ノ者」とは、徴兵令、陸軍軍人服役令、陸軍将校分限令、海軍士官特務士官準士官服役令、海軍下士官兵役服役令、海軍志願兵条例などの規定するところによつて陸海軍の現役に服する者とされる陸海軍の軍人を言い、待命中の休職停職中の者もまた現役たるを失わない。ただし、海軍予備員を含まず、予備役、後備役または国民兵役にある者を含まない。「戦時若ハ事变に際シ召集中ノ者」とは、陸軍召集令、または海軍召集令の規定により、戦時または事变に際シ召集された在郷軍人または国民兵を言う。具体的に言えば、戦時もしくは事变に際し行ふ召集とは、陸軍に関しては充員召集、臨時召集及び国民兵の三つで、海軍に関しては充員召集を言うのである。

これらの者の選挙権・被選挙権を制限する理由は、このような地位にある陸海軍軍人が政治に関与し政争の中に没頭することは、常に厳正なるべき軍紀軍律を害する恐れがあるのみならず、軍人としての職務の執行を阻害し、その本分を十分尽くしがたくするという弊害があるからである。この種の軍人を選挙に参加させることは、かえつて軍隊を政争の渦中に投ずるに至るの懸念がある。この点は、従来、選挙法において維持してきた方針であつて、

しかもこれは普通選挙の時代となつても、格別従来と変わるべき理由もないから、改正法もまた同様の方針を継続したのである。

ただ、改正法が現行法に比して特に異なつた規定を設けた点は三つある。

1 入営しない者及び帰休下士官兵を除外したこと。

身分上は現役に編入された者ではあるけれども、その入営の期日に達しないためにまだ入営するに至らない者、または帰休中にある下士官及び兵卒は、形式的には現役中の者であるとはいへ、現実にはなお郷里にあつて營業に従事する者であり、あたかも予備役、後備役または国民兵役の軍人と少しも変わらないという者であるから、これらの者に選挙権及び被選挙権を付与しても少しも軍隊の紀律を害する恐れがなく、したがつて選挙権及び被選挙権を制限するの理由が全くないのである。したがつてこのような境遇にある者は、たとえ身分は現役中にある者であっても、例外としてこれを選挙に参加させることが適當であつて、今回の改正法で実現されたのである。

2 兵籍に編入された学生生徒を加えたこと。（省略）

3 志願により国民軍に編入された者を加えたこと。

志願により国民軍に編入された者とは、「退役陸軍将校、同相当官、準下士官で、国民兵役でない者、元陸軍下士官上等兵またはこれと同等階級の者で国民兵役でない者」の中から本人の志願によつて国民軍に編入された者を用いのである。これらの者は戦時または事変に際し編成された軍隊内にあつて軍務に服すること、全く戦時または事変に際して召集された者と異なるところがなく、選挙の関係においてもこれと區別する理由がないから、その均衡上、これを欠格者中に追加したのである。

四 衆議院議員の応召・復職に関する二法律

昭和十八年秋、当時の言葉でいう「大東亞戦争」開戦以来二年近くを経過し、戦局は次第に苛烈さを増してきた。十月二十一日、明治神宮外苑競技場では、東條首相はじめ各大臣出席の下、出陣学徒壮行会が行われた。

十月二十二日、衆議院議員で初めて応召したのは小山田義孝主計少尉である。新聞は報じた。「議場から戦場へ、代議士に初のお召しが下った。出で立つ人は郷里の秋田県から選出四回、かつて陸軍参事官であった小山田義孝である。従来、衆議院議員はその任務の性質上、陸海軍へは徴集しない特別の取り扱いとなっていたが、一億総決起のこの決戦期、身分や職域などの相違を超えて国難に赴くは国民おしなべての切なる念願。小山田は国政翼賛の誠を捧げるも、剣をもって立つも国に尽くす二ならぬはもとよりであるが、選良としての日ごろの胸懐を汗と血をもつて実践し得る晴れの日を迎えた」（朝日新聞）。

十月二十六日、「決戦議会」または「戦闘議会」と言われた第八十三回臨時議会が召集された。衆議院議員の中にも応召する者があらわれ、その応召議員の議席の机には、頭に二寸大の日の丸で飾られた「氏名標」が立てられた。本会議で議員の召集・復職に関する法律案二件が制定された。

昭和十八年十月二十六日 衆議院本会議

議員の召集・復職に関する法律案二件

安藤紀三郎内務大臣は、衆議院議員で大東亜戦争に際し召集によりその職を失った者の補欠及び復職に関する法律案二件について、その提案理由を次のように説明した（衆議院議事速記録参照）。

政府においては、大東亜戦争必勝の信念を堅持して、九月二十一日、画期的な国政運営の新方針を決定し国政運営の決戦化を図ることとし、目下着々その実現に努力しつつあるが、この新方針における重要な一翼である国民動員の面においても、一般徴集猶予の停止、徴集・徴用に関する除外例の撤廃、女子動員の強化等、全面的に動員の徹底強化を図ることになった。

帝国議会議員の中には、現に軍籍に身を置かれる方々があり、すでに今議會を目前に控え、壮なる決意で奮躍応召入隊された方々もあり、今後なおお召しに応じて戦場に立たれる方もあろうことは、想察できるところである。

衆議院議員は召集によって当然に議員たる職を失うことになっている。これがために、衆議院議員に対し召集があると、一面、現行法の下で補欠選挙を執行しなければならぬとともに、他面、応召議員は議員の職を回復する道を閉ざされ、旧の任期中において召集を解除された場合においても、旧議員の職に復すことはできない。この事態は現下の決戦状態にかんがみ適当でないと考えるので、衆議院議員たる人が大東亜戦争に際し召集に応じてその職を失い欠員を生じた場合においても、その補欠を行わず、欠員のままとし、他方、応召議員が旧の任期中において召集を解除された暁においては、旧の議員の職に復すことにしようとするのである。

主な内容は、第一に、衆議院議員で大東亜戦争に際し召集によりその職を失った者については、その補欠を行わず、議院法第八十四条及び衆議院議員選挙法第七十九条の補欠選挙等の手続に関する規定を適用しないこととした。

議員が応召によって失職し欠員を生ずることに対しては、必ず補欠選挙を行う現行規定をそのままにしておくことは、当該議員が召集解除となった場合において、議員の職に復そうとする本案の趣旨、目的に副わない。のみならず、補欠選挙の執行を頻繁にさせる恐れがあり、時局柄、適当でないと認めるので、応召のための欠員については補欠を行わないことにした。このように応召により失職した者について補欠を行わないことにすると、議員の欠員数が逐次多くなり、衆議院の機能上支障を生ずるとの懸念もあるので、この点については現に衆議院議員で軍籍を有せられる方々の数、並びに、従来の衆議院議員の一任期内に生じた欠員の実績等に徴して、万々その考慮を要せざるように考えられるので、臨時立法たる本案においては、これがための特別の措置を講じないことにした。

第二に、衆議院議員で大東亜戦争に際し召集によりその職を失った者が召集を解除されたときは、直ちに旧の議員の職に復することにした。いったん榮譽あるお召しによって応召される人々は、もとより一切をなげうって尽忠報国の一念に燃えて軍務に専念従事されることは言を待たざるところであつて、これこそ日本国民たる者が等しく有する覚悟であり、衿持であると確信する。しかし応召者が帰還した場合において、その人が旧衆議院議員であり、しかも応召によって議員たる職を失った者であり、かつその旧の任期中において召集を解除されたということであれば、これを旧の議員の職に復すことにしたことは、現下総動員態勢にあること、並びに、適材を各々適所に就けて、この決戦のために参画させるという意味からみて、極めて至当の措置と考える。のみならず、現に地方議会の議員については、つとに昭和十三年以来応召した議員が召集を解除された場合において、旧の議員の職に復させる措置を講じており、今回衆議院議員についてもこれと同様の措置を講じようとするにほかならない。

なお、衆議院議員で応召した者については、その職を失わしめないこととし、応召中も衆議院議員たるの身分を

継続させる建前をとるべきだとの意見もあろうが、元来、衆議院議員で応召した者がその職を失うことは、議院法及び衆議院議員選挙法において多年堅持してきた建前であつて、これを今さら変更することは幾多の論議もあり、なお慎重考究を要することであつて、軽々しく決定すべき問題ではないと考えるので、臨時立法たる本案においては、当面の事態に対処する臨時の措置にとどめることを穩当と認めた。

次に、昭和十三年法律第八十四号中改正法律案については、この法律は大東亜戦争に際し召集により衆議院議員選挙人名簿または地方議會議員選挙人名簿に登録されない者が召集を解除された場合における名簿登録に関して必要な措置を講じ、また地方議會議員の議員であつて大東亜戦争に際し召集によりその職を失った者の召集解除された場合における復職に関して、衆議院議員の場合とほぼ同様の措置を講じたものである。

地方議會議員の場合は、応召中の議員が多く、議會議の機能に支障を生じないように、議員の現在員数が定数の三分の二を割る場合には補欠選挙を行うこととした。

要するに、両法案は、今次大東亜戦争の新情勢に即応して断行されるべき国民動員の徹底強化に対応しようとするものであつて、現下の緊迫した重大時局に対処するために、真に緊要かつ適當の措置と考える。

法案は、特に質疑なく、直ちに委員会に付託された。昭和十八年十月二十七日、午前九時から午後六時過ぎまでの間、委員と法案の提出者である政府との間で質疑応答が行われた。

議員は、応召された場合、選挙法第七条により被選挙権を失い、議院法第七十七条（衆議院ノ議員ニシテ選挙法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退職者トスル）により退職者となる。その退職者が議員残任期間中といえども復職することは、憲法第三十五条の公選の趣旨に反するのではないか。これが質疑の中心テーマであつた。これに対

して政府は、議員の条件付き退職者と見るべきで、公選の効力は継続するものであるから、憲法第三十五条「衆議院ハ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス」とするその公選の趣旨に反するものではないと説明された。

なお、森山鋭一内閣法制局長官は、これに次の補足説明を加えている。

「衆議院議員が応召したときは、選挙法第七十七条の規定によって被選挙権を失うがゆえに当然退職者となる。この場合、現行の規定では再びその職に復する道は認められていない。今回の衆議院議員の応召が現実の問題となつた今日、何とかこれに特例を設けて、召集されたがために被選挙権を失い、よつて退職者となつた者は、一応退職者にはなるが、召集解除になれば再び議員に復し得る旨の特別の制度を、大東亜戦争中の特例として制定しようとするのである。そうすると、現行法は絶対的の退職者の取り扱いをするのに対して、今回の措置は相対的の退職者としての取り扱いをしようとするのであつて、問題の応召議員は選挙法の定めるところにより公選の手続を経ている立派な有資格者であるから、こういう特例を設けたがゆえに、憲法に言うところの公選の手続を経ざる者を議員たらしめるということにはならないと考える。少し理屈っぽく言えば、公選の効力の継続を法律をもつて認めていくというふうに考へている。こうすることが選挙民の意思に副うことでもあり、極めて適当な措置であると考えた。」

もとより全委員は、法案の趣旨に反対するものでないから、以上の政府側の説明を了承して、大東亜戦争の決戦時に際して必要やむを得ない措置として二法案の趣旨を認めた。

法案は、本会議でも委員会決定の通り、全会一致で可決された。

貴族院の委員会における主な質疑は次の通りである。

衆議院議員が官吏となる場合に失格するが、その場合にも、国家の要請によつて官吏となるのだから、応召と同

じく退職としない規定ができないか。これに対して政府は、今回は、衆議院議員の応召という決戦時対応策として考えたのであって、官吏任用の場合については別途考えたいと答えた。

衆議院議員はその職務と資格とを分けることができない。この点、貴族院議員の資格とは異なる。衆議院議員はその職務と資格とが合体しているから、資格を失えば当然職務を失う。衆議院議員はその資格を帯びたまま応召できる規定にすることはできないか。例えば「大東亜戦争ニヨリ召集ヲ受ケタル衆議院議員ハ資格ヲ失ハス但シ職務ヲ行フヲ得ス」という書き方をすれば、失職という問題は生じない。また憲法違反との解釈を避けることができる。これに対して政府は、「被選挙資格を失えば退職者となるという従来の建前は、学者の論ずるところであり、長く守られてきた原則であるので、政府としては、現在の衆議院議員の応召という新事態に対して例外的に立法するのであるから、従来の建前を動かさずに目的を達する方法として考えたこの法案の方がよい」と説明された。

応召した議員が戦死した場合には補欠選挙を行うのか。これに対して政府は、「戦死の場合を規定することは、勇躍出征する方に対していかがか。仮に一たん規定するとなれば他にも関係するところがある。そういう点を考慮して規定を見送った。實際上、そのような必要はないと考えられる」と説明された。

ある一つの選挙区からすべての議員が応召され、不幸にして全員が名誉の戦死を遂げられるような場合には、選挙区から民意を上達する議員がいなくなる。その場合にも補欠選挙は不要か。これに対して政府は、現在、衆議院議員で軍籍にある者その他を考えて、現在のところ、あり得ないと説明された。

昭和十八年十月二十九日、貴族院本会議は、全会一致で、衆議院議員の応召及び復職に関する二法案を可決した。

その後、衆議院議員は、召集があつた場合に議員を辞職し、召集解除された場合に、この法律に基づいて復職したものである。法律に関して残された問題点はどうなつたか。大木衆議院書記官長の「大木日記」(二四一—四三ページ)によると、次の問題が残されたが、未解決のまま終戦を迎えたものと思われる。

昭和十九年十二月二十六日(火)

開院式—歴史始まって以来の空襲下の開院式。

十二月二十八日(木)

午後二時より内務省灘尾地方局長、林行政課長及武知、佐藤両政務官来訪、衆議院議員補欠選挙取止めに関する法律案要綱に付説明す。

余は左の諸点に付意見あり。

- 一 残任期間中(たとえ後一年なりとするも)原則的に補欠選挙をなさずとの建前が根本的に不可なり。
- 二 その点より現行法といえども欠員二人を待つて補欠するの建前は、賛意を表し難し。一人欠ければ直ぐ補欠すること最もよし。
- 三 先年任期一年延長の際の、第二項以下の条文と全然同じにして、一度議會を通りたるものなればとの説あるも、その後総選挙により構成分子は変わっている。新らしく検討を要す。又その当時より余は反対意見を有す。議員は任期延長にてホクホクしこれを通過せしめた。
- 四 少数の補欠選挙はなさずして、欠員議員総数の三分の一を超ゆれば、則ち一五六人になれば一挙に選挙をやる

という理論不可解なり。

五 三分の一まで欠員を容認することとなる建前、絶対に賛意を表し難し、議員自らしぼるものなり。政務官たるもの如何なる感ありや、すなわち四百六十六人の定員を三百人にて衆議院は運営なし得ることを反面に認むることとなる。衆議院自ら定員減少論を容認する結果となる。厳戒を要す。

六 現下の情勢に鑑み、少数の補欠選挙をすることを避くべしとの議、強ければ強きほど、政府の衆議院解散奏請はなし得ざる理論となる。解散は政治上の重大事なれば別なりというの論をなす者あるも、以上の建前よりすれば首肯し難し。

七 現行法にも任期満了前六か月以内の補欠はなさざることを得るの条項あり、依て本法案によらずとも、四月以降六か月間補欠選挙をなさざるべからざる状態起れば、これを行えば事足るわけなり。而して空襲下といえども選挙区によりては、何等支障なく施行し得るものと認む。絶対に支障あればその時の処置を講ずればよし。

八 現に欠員一人の選挙区約二十区あり、これが全部選挙をなすべき状態にはならぬ。精々二、三区ならむ。

九 戦争応召議員の欠員は補わぬ法律あるも、戦死した者は如何に取り扱うや。戦死は欠員に入るべきものとも思ふも、その点明確ならず。内務省側はこの点勅令にて調整するよう答弁しおれり。

十 要之この法案は全く便宜論以外に認められず、議会として便宜論的法律案を通過せしむべきものなりや大なる疑問あり。

十一 依つてこの法案提出無くしても可なり。又法案を出すとなれば、原則として補欠選挙はこれを行うも、状勢によりこれを為さざることを得る建前にて立法すべきものと思う。その認定は内務大臣に委ねるもよし。内務省

側はこの点を非常に恐れ、かかる立法は困難と言う。

十二 要するに如何なる点より見ても不合理だらけに思われる。事務的に投票用紙その他種々の困難あることは認め得らるるもこれは議論の対象外なり。

これらの議論大体終了の際、三時半過警報出で散会。

三時四十二分空襲警報出づ。